

パブリック・コメントの実施結果（意見の公表）

1 案 件 名：平生町空家等対策計画（案）

2 募集期間：平成29年12月11日 ～ 平成30年 1月19日

3 提出方法別提出人数と意見件数

提出方法	郵送	FAX	電子メール	持参	計
提出人数			2		2
意見件数			13		13

4 意見の取扱い

修 正	既掲載	参 考	その他
5		5	3

- ・修 正・・・案を修正したもの
- ・既掲載・・・すでに案に盛り込まれていたもの
- ・参 考・・・今後の参考としたもの
- ・その他・・・意見として伺ったもの

5 提出された意見の概要と平生町の考え方

意見No.	1
該 当 箇 所	1. 空家等に関する対策に関する基本的な方針 (2) 現状
意見等の取扱い	その他
提出意見の概要	「平生町の空家については、」の後に「空家法第9条1項に基づき、町民からの空家の情報提供と」を書き加えるべきではないか。 「空家実態調査（外観調査）」を「空家実態調査（所在調査）」に変更してはどうか。 空家等の調査に関する事項 空家実態調査データをこの項に盛り込んではどうか。
平生町の考え方	本町では住宅土地統計調査結果が公表されていないため、本計画における空家の現状については、平成27年度に実施した実態調査（外観調査）結果をもって空家としていることから、原案のとおりとします。

意見No.	2				
該 当 箇 所	1. 空家等に関する対策に関する基本的な方針 (3) 課題（問題） 空家が引き起こす課題（問題）				
意見等の取扱い	「利活用が困難な」及び「利活用が可能な」という表現を除き、「適正」を「適切な」に変更してはどうか。				
提出意見の概要	修正				
平生町の考え方	空家法においても「適切な」という表現をされていることから、ご意見のとおり修正し変更します。 <table border="1"> <tr> <td>修正前</td><td>空家は大きく「利活用困難な家」と「利活用が可能な空家」の2つに区分されます</td></tr> <tr> <td>修正後</td><td>空家は大きく分類すると、「適切な管理がされていない空家」と「適正な管理がされている空家」の2つに区分されます</td></tr> </table>	修正前	空家は大きく「利活用困難な家」と「利活用が可能な空家」の2つに区分されます	修正後	空家は大きく分類すると、「適切な管理がされていない空家」と「適正な管理がされている空家」の2つに区分されます
修正前	空家は大きく「利活用困難な家」と「利活用が可能な空家」の2つに区分されます				
修正後	空家は大きく分類すると、「適切な管理がされていない空家」と「適正な管理がされている空家」の2つに区分されます				

意見No.	3	
該 当 箇 所	1. 空家等に関する対策に関する基本的な方針 (5) 空家等に関する対策に関する対象とする空家等の種類	
意見等の取扱い	修正	
提出意見の概要	「特定空家」を「特定空家等」へ変更してはどうか。	
平生町の考え方	特定空家に限定されるものではないことからご意見のとおり修正し変更します。	
	修正前	特定空家の予防対策であることから
	修正後	特定空家等の予防対策であることから

意見No.	4	
該 当 箇 所	3. 空家等の調査に関する事項 (1) 空家実態調査 (2) 空家等の所有者等調査 (3) 台帳等の作成	
意見等の取扱い	その他	
提出意見の概要	3. 空家等の調査に関する事項の項目を (1) 所在調査 (2) 敷地外調査 (3) 所有者等調査 (4) 敷地内調査 (5) 空家等データベース整備 と変更し、各項目毎に内容を表記するとともにフローチャート図を加えてはどうか。	
平生町の考え方	本計画策定時においては、既に実施している実態調査の中にご意見にある所在調査及び外観調査が包含されており、また立入調査については、今後の台帳整理の中で対応していくこととしているため、原案どおり3つの項目で表記することとします。なお、項目が少ないためフローチャート図についても原案どおり割愛します。	

意見No.	5	
該 当 箇 所	3. 空家等の調査に関する事項 (2) 空家等の所有者等調査	
意見等の取扱い	修正	
提出意見の概要	(2) 空家等の所有者等調査 空家実態調査の結果を基に、「該当家屋」を「該当空家等」に変更してはどうか。	
平生町の考え方	“家屋”に限定されるものではないことから、ご意見のとおり修正し変更します。	
	修正前	空家実態調査の結果をもとに、 該当家屋 について、土地建物登記簿、固定資産税納税情報、住民票・戸籍簿等の調査を実施し、所有者や相続人または管理者等を把握します。
	修正後	空家実態調査の結果をもとに、 該当空家等 について、土地建物登記簿、固定資産税納税情報、住民票・戸籍簿等の調査を実施し、所有者や相続人または管理者等を把握します。

意見No.	6	
該 当 箇 所	4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	
意見等の取扱い	その他	
提出意見の概要	前文を「空き家法第12条に基づき、所有者による空家等の適切な管理を促進するため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めていきます」に修正してはどうか。	
平生町の考え方	原案の表記で特に支障はないと判断しますので、原案のとおりとします。	

意見No.	7	
該 当 箇 所	4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 (2) 適切な管理に関する情報を提供 (3) 相談体制の整備	
意見等の取扱い	修正	
提出意見の概要	「空家等の管理に関する情報」を「空家等の適切な管理に関する情報」に変更してはどうか。 「ホームページを活用して」の後に「且つ、空家等の所有者等に直接発信して、」を追加してはどうか。 「(3) 相談体制の整備」を「(3) 助言、必要な援助整備」と変更し、項目に沿った内容にしてはどうか。	
平生町の考え方	原案の表記で特に支障はないと判断しますので、原案のとおりとします。ただし、(2) 適切な管理に関する情報を提供中、ご意見を参考に、「ホームページを活用して」を「ホームページを活用するなどして」と変更し修正します。	
	修正前	定期的に広報やホームページを活用して普及啓発していきます。
	修正後	定期的に広報やホームページなどを活用して普及啓発を行っていきます。

意見No.	8	
該 当 箇 所	4. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 (3) 相談体制の整備	
意見等の取扱い	参考	
提出意見の概要	(3) 相談体制の整備を7項の住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項へ移動してはどうか。	
平生町の考え方	原案の表記で特に支障はないと判断しますので、原案のとおりとします。	

意見No.	9
該 当 箇 所	5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
意見等の取扱い	前文を「空き家法第13条に基づく空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めていきます。」に変更してはどうか。
提出意見の概要	参考
平生町の考え方	原案の表記で特に支障がないと判断しますので、原案のとおりとします。

意見No.	10
該 当 箇 所	5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 (1) 利活用に対する普及啓発 (2) 空家等の状態・品質の改善、把握 (3) 利活用可能な空家情報の発信 (4) 空家等の購入者等に対する支援 (5) 空家等の他用途への転用促進
意見等の取扱い	参考
提出意見の概要	5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項の項目を (1) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に対する普及啓発 (2) 空家等の活用情報について (3) 除却した空家等に係る跡地の利活用情報について と変更し、各項目毎に内容を記載してはどうか。
平生町の考え方	ご意見は各論に類するものであることから、原案の項目で支障はないものと判断しますので原案のとおりとします。

意見No.	1 1	
該 当 箇 所	5. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項 (3) 利活用可能な空家情報の発信	
意見等の取扱い	修正	
提出意見の概要	「再利用可能な空家の情報」を「利活用可能な」へ変更してはどうか。	
平生町の考え方	利用範囲を広くとらえるため、ご意見のとおり「利活用」という表現に修正し変更します。	
	修正前	希望者が町内の 再利用可能な 空家の情報を一目で確認できるようにします
	修正後	希望者が町内の 利活用可能な 空家の情報を一目で確認できるようにします

意見No.	1 2	
該 当 箇 所	6. 特定空家等に対する措置、特定空家等への対処に関する事項	
意見等の取扱い	参考	
提出意見の概要	6. 特定空家等に対する措置、特定空家等への対処に関する事項の項目を (1) 基本的方針 (2) 特定空家候補選定 (3) 特定空家等の選定 (4) 特定空家等に対する措置 (5) 特定空家等の可能性がある空家等対応フロー と変更してはどうか。	
平生町の考え方	原案の表記で特に支障はないと判断しますので、原案のとおりとします。	

意見No.	1 3	
該 当 箇 所	8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	
意見等の取扱い	参考	
提出意見の概要	読み手にわかりやすくするため、庁内組織と官民一体組織の2つの区分に分けて整理した方が良いのではないか。	
平生町の考え方	原案の表記で特に支障はないと判断しますので、原案のとおりとします。	